

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

病院事業の管理者が医師である場合の給料月額を定めることとするため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 病院事業の管理者が医師である場合の給料月額は、1,150,000 円とすることとします。
（別表 1 関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

旧		新	
第1条から第14条まで 省略		第1条から第14条まで 省略	
別表1 (第2条関係)		別表1 (第2条関係)	
区分	給料月額	区分	給料月額
知事	円 1,320,000円	知事	円 1,320,000円
副知事	1,040,000円	副知事	1,040,000円
地方公営企業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額	地方公営企業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額
病院事業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額	病院事業の管理者	880,000円 (医師にあつては、 1,150,000円) を超えない範囲内において知事が定める額
常勤を要する監査委員	650,000円	常勤を要する監査委員	650,000円
常勤を要する人事委員会の委員	650,000円	常勤を要する人事委員会の委員	650,000円
別表2以下 省略		別表2以下 省略	